

松原市地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾手続について

松原市総務部契約検査室

1 対象

松原市が発注する請負代金額が130万円を超える工事請負契約で、出来高が2分の1以上のもの
(複数年度にわたる工事は、最終年度であって、かつ年度内に終了が見込まれる場合のみ対象)

ただし

- ・公共工事履行保証証券(履行ボンド)による保証を付した工事請負契約
- ・当該請負工事の入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項(第167条の13で準用する場合を含む。)に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事請負契約
- ・その他、請負者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適当な事由があると市長が認める工事請負契約は対象外

2 債権譲渡の承諾依頼に必要なもの

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号) 3通
- (2) 締結済の債権譲渡契約証書(停止条件付の債権譲渡契約証書)の写し 1通
 - ・様式:「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて」(平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号)に定める様式3
- (3) 支払状況及び支払計画書の写し 1通
- (4) 工事履行報告書(様式第2号) 1通
- (5) 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑登録証明書(発行日から3カ月以内のもの) 各1通
- (6) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務づけられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通
 - ・約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示してください
- (7) 財団法人建設業振興基金が発行する債務保証承諾書(根保証用)の写し 1通

3 債権譲渡の承諾依頼書の提出先

松原市総務部契約検査室

4 注意事項

- (1) 債権譲渡の承諾依頼を提出されるまでに「松原市地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承

諾に関する事務取扱要領」をよくお読みください。

- (2) 承諾まで2週間程度かかりますので、余裕をもって依頼してください。
- (3) 承諾以降、請負者（債権譲渡人）は当該工事の請負代金を市に対して請求できなくなります。

5 その他

- (1) 債権譲渡の承諾依頼を提出されるまでに、地域建設業経営強化融資制度の内容をよく熟知しておいてください。
- (2) 地域建設業経営強化融資制度の内容については、本制度に係る融資を実施している㈱建設総合サービス（TEL06-6543-2848）、西日本建設業保証㈱（TEL06-6543-2711）、松原市総務部契約検査室にお問い合わせください。
- (3) 本制度の趣旨に鑑み、下請負人等への支払に支障を来さないように留意してください。また、下請契約に関する建設業法等関係諸法令及び建設工事に従事する労働者に関する労働基準法等労働関係諸法令等を遵守し、適正な工事施工をしてください。
- (4) 工事請負契約に規定する「契約不適合責任」は、請負人（債権譲渡人）に留保されます。

以上